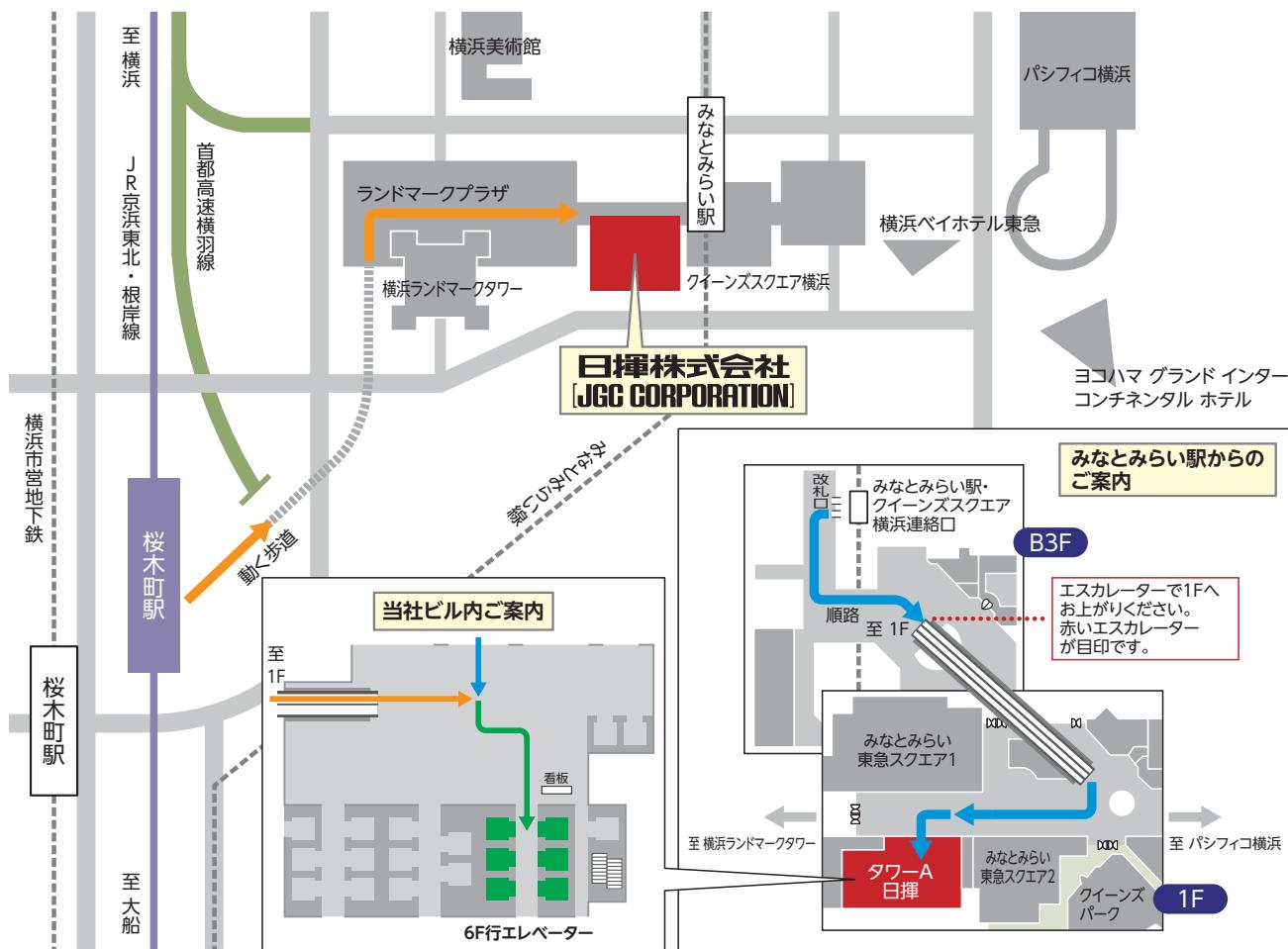


株主総会会場ご案内略図



**JGC** 日揮株式会社  
JGC CORPORATION

証券コード：1963

第123回 定時株主総会  
**招集ご通知**

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 吸収分割契約承認の件
  - 第3号議案 定款一部変更の件
  - 第4号議案 取締役9名選任の件
  - 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

**日時**  
2019年6月27日(木曜日) 午前10時

**場所**  
本社会議室  
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号  
クイーンズタワーA6階

**CONTENTS**

<b>招集ご通知</b>	
第123回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
<b>事業報告</b>	
企業集団の現況に関する事項	27
会社の株式に関する事項	40
会社役員に関する事項	41
会計監査人の状況	45
会社の体制および方針	46
<b>計算書類等</b>	
連結計算書類	51
単体計算書類	53
監査報告書	55
<b>株主通信</b>	
日揮(JGC)グループ	58
主要プロジェクトの状況	59
株式の分布状況・株主メモ	61
株式事務のご案内	62

<b>日時</b>	2019年6月27日(木曜日) 午前10時(開場時間 午前9時)
<b>場所</b>	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号 クイーンズタワーA6階当社会議室
<b>電話番号</b>	045(682)1111(代表)
<b>最寄駅</b>	桜木町駅(JR線、横浜市営地下鉄)徒歩8分 みなとみらい駅(みなとみらい線)徒歩2分

株主総会当日は、節電対応による運営をさせていただきます。株主の皆様のご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

## ご挨拶

株主の皆様には、日頃から当社グループをご支援いただき、心から御礼申し上げます。ここに、当社第123回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2018年度において当社グループは、総合エンジニアリング事業において、アジア圏の需要拡大を背景とした大型LNG案件を含むオイル&ガス分野（石油精製、石油化学、ガス処理等）、およびインフラ分野（発電、ケミカル、ライフサイエンス等）における優良案件の受注に注力し、9,354億円という過去最高の連結受注高を達成いたしました。また、機能材製造事業では、一般的にマーケット環境が堅調に推移し、国内、海外マーケット向けに触媒・ファインケミカル、およびファインセラミックス製品の受注拡大を図りました。

中長期的な観点で企業価値をさらに向上させていくために、当社グループは、本年10月1日付けで新グループ経営体制への移行を計画しております。今後は、主力の海外オイル&ガス事業に加えて、海外インフラ事業、国内事業および製造業等の複数の事業からの収益によって、安定的かつ持続的に成長する企業グループを実現し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長  
Chief Executive Officer  
佐藤 雅之

代表取締役社長  
Chief Operating Officer  
石塚 忠

### 株主各位

(証券コード 1963)  
2019年6月5日  
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号

## 日揮株式会社

代表取締役会長 佐藤雅之

## 第123回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、本書3頁から4頁に記載のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1 日 時	2019年6月27日(木曜日) 午前10時 (開場時間 午前9時)
2 場 所	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号クイーンズタワーA6階当社会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第123期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第123期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

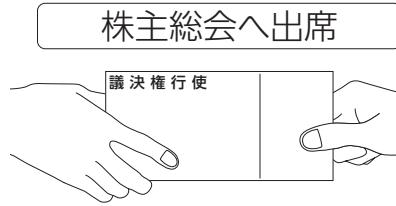
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記事事項を修正する必要がある場合は、直ちに当社ウェブサイト(<https://www.jgc.com/>)にて、修正後の事項を開示いたします。
- 法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<https://www.jgc.com/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表  
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。

# 議決権行使についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## ▶当日ご出席いただける場合

**株主総会開催日時**  
2019年6月27日(木曜日)  
午前10時  
(午前9時開場)



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提示ください。

## ▶当日ご出席いただけない場合

書面によるご行使

**行使期限**  
2019年6月26日(水曜日)  
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

インターネットによるご行使  
※詳細につきましては次頁をご覧ください。

QRコードを読み取る方法

**行使期限**  
2019年6月26日(水曜日)  
午後6時完了分まで



同封の議決権行使書用紙の右下に記載のログイン用QRコードをスマートフォンで読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

**行使期限**  
2019年6月26日(水曜日)  
午後6時完了分まで

パソコン、スマートフォンまたは、携帯電話から、**議決権行使ウェブサイト**

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

### 【重複して行使された議決権の取扱について】

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

インターネットにより議決権を再行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使  
に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話：0120-173-027  
(受付時間 9:00 ~ 21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」「仮パスワード」をご入力ください。



- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更手続き画面になりますので、株主様ご指定による任意のパスワードに変更してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目途とする配当性向を基本とし、株主の皆様への利益還元、自己資本の維持および成長のための投資を総合的に勘案のうえ、利益配分を行っていく配当政策を実施しております。

当期の剰余金の処分については、本配当政策に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

## (1) 配当財産の種類

金銭

## (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項および総額

当社普通株式1株につき28.50円 総 額 7,190,745,168円

## (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

## ご参考

## 利益配分に関する基本方針

## (1) 配当政策

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置付けるとともに、グローバルな事業展開を通じて企業価値の向上に努めております。

具体的な配当政策については、株主の皆様への利益還元を明確にするため、自己資本の維持および成長のための投資を総合的に勘案のうえ、目標配当性向を定めて利益配分を行っております。

2016年度から5年間にわたる中期経営計画「Beyond the Horizon」においては、資本効率をより意識し、成長への投資を積極的に行うとともに株主還元強化を図るため、配当性向を親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目途とすることを掲げております。

## (2) 自己資本比率および自己資本利益率（ROE）に関する基本的な考え方

当社グループのコアビジネスであるオイル&ガス分野のEPC事業では、顧客の信頼維持および大型プロジェクトの円滑な遂行の観点から、金融市場の動向に影響されない強固な財務基盤を維持することが重要であり、かつ機動的な大型投資に対する資金調達余力を確保するため、50%以上の自己資本比率を安定的に維持することを目標としております。

また、自己資本利益率（ROE）については、持続的な企業価値向上の観点から、資本効率を重要課題と認識し、10%以上を目標としております。

## 【ご参考】持株会社体制への移行の背景および目的

当社グループは、EPC（設計・調達・建設）事業のさらなる競争力・遂行力強化および領域拡大ならびに製造業の強化等により、持続的な企業価値向上を目的として、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

本招集ご通知9頁から10頁に記載の第2号議案「吸収分割契約承認の件」は、持株会社体制に移行するため、当社の国内および海外EPC事業を当社から分割し、各事業会社が引き継ぐことの承認を求めるものであり、その背景および目的は、下記のとおりであります。

## 記

## 移行の背景および目的

当社グループは、中期経営計画「Beyond the Horizon」（2016年度～2020年度）において、メインビジネスであるEPC事業においては、オイル&ガス分野を中心としつつインフラ分野への領域拡大を掲げ、また、非EPC事業においては製造業を強化すること等により、さらなる成長と拡大を目指しております。

今般、上述の目指す企業グループ像を実現し、持続的に企業価値を向上させるという目的を、確実に、かつ、スピード感を持って達成するために、新たなグループ経営体制として持株会社体制に移行することといたしました。

将来の当社グループの柱となる事業会社に独立性を付与し、より主体的・機動的な事業運営を可能にするとともに、全体最適の資源配分とグループ経営の的確なガバナンスを行ってまいります。

## (1) グループ経営力およびガバナンスの強化

「経営」と「執行」を分離することで、持株会社が当社グループとしての中長期の視点に基づく経営方針策定・事業会社統括管理の機能を担い、企業価値の最大化、グループ目線での経営資源配分を実現していくことを目指します。また、持株会社と事業会社の役割責任の分担の明確化とグループ統括機能の強化により、企業運営の透明性の向上、グループ全体のガバナンスの強化を目指します。

## (2) マーケット特性に対応したEPC遂行体制の構築

EPC事業における海外マーケット、国内マーケット各々の特性に対応した事業遂行体制を構築（国内EPC事業および海外EPC事業を分け、個別の事業会社として運営）し、また海外EPC事業は、事業会社においてオイル&ガス事業およびインフラ事業の企業内カンパニー制度を採用することで、各マーケットにおいて従来以上に主体的、機動的な事業活動の推進を目指します。

## ①海外オイル&amp;ガス分野

マーケットボラリティが高い海外オイル&ガス分野は、巨大化、複雑化する案件に迅速に対応し、蓄積された技術力・マネジメント力を発揮することにより、当社グループのコアビジネスとしてさらなる拡大を図ります。

## ②海外インフラ分野

中期経営計画で掲げる「インフラ分野への事業領域拡大」を達成すべく、海外EPC事業会社の中で独立した事業単位での遂行体制を通じて適切な経営資源の配分を実現し、EPC事業における新たな柱としてさらなる発展を図ります。

## ③国内EPC分野

海外マーケットに比べ、事業環境が比較的安定的な国内マーケットに対しては、当社国内事業および当社100%子会社である日揮プラントイノベーションの経営資源を集約して効率化、および競争力強化を実現し、オイル&ガスおよびインフラ両分野における分野拡大、ならびにマーケットシェア拡大を目指します。

## (3) 製造業の位置付け明確化

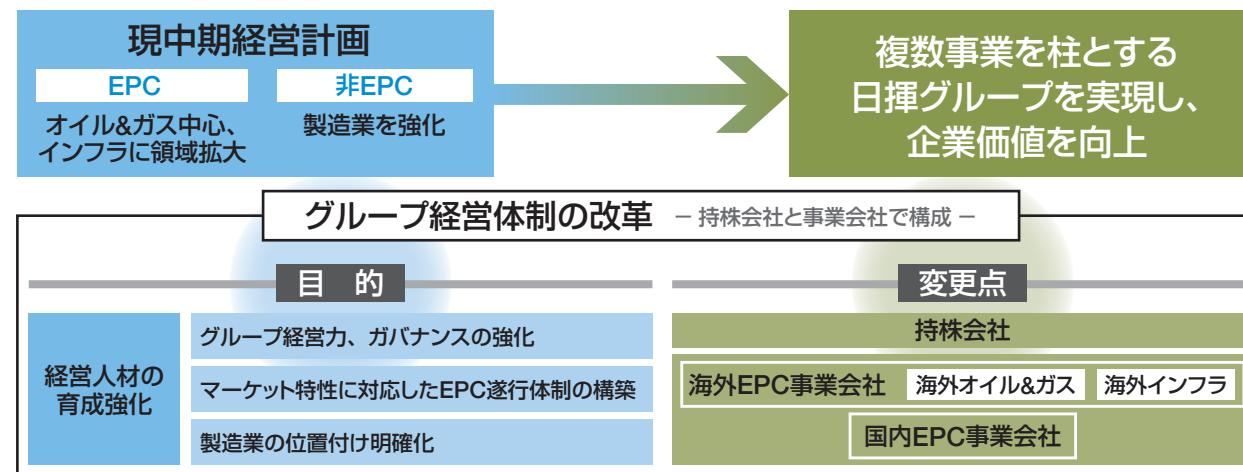
当社グループの中核事業の一つとして位置付けを明確化し、グループとして最適な経営資源の配分を行いつつ、次世代の社会・産業に貢献しうる技術開発の促進、高機能材の提供を一層推進します。

## (4) 経営人材の育成強化

事業会社に権限を委譲することで、各事業会社の経営人材が担える役割・責務を拡大し、各事業を牽引する経営人材を育成するための土壌を構築することを目指します。

## 持株会社体制への移行の背景および目的

## 新たな事業の柱の確立を加速する体制を構築



## 1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、本招集ご通知7頁から8頁に記載のとおり、持株会社体制へ移行することといたしました。

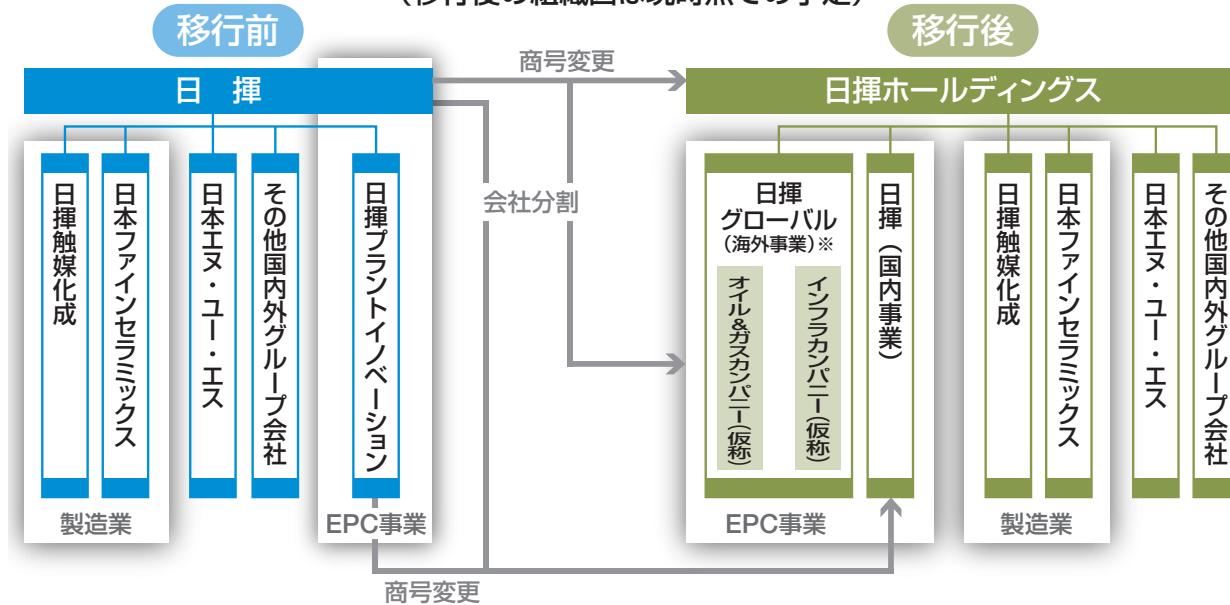
本体制移行を実現するために、2019年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む「海外EPC事業」および「国内EPC事業」を当社100%子会社である「日揮グローバル株式会社（以下、日揮グローバル）」および「日揮プラントイノベーション株式会社（以下、JPI）」（併せて以下、承継会社）に対してそれぞれ承継させる吸収分割（以下、本吸収分割）を行うこととし、本吸収分割に係る吸収分割契約を2019年5月14日付で各承継会社との間で締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約の内容について、ご承認をお願いするものであります。

また、効力発生日付で、当社は「日揮ホールディングス株式会社」に、JPIは「日揮株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

## 持株会社体制移行前後のグループ経営体制

（移行後の組織図は現時点での予定）



※体制移行後、海外EPC事業会社である日揮グローバルにおいては、オイル&ガス事業およびインフラ事業の企業内カンパニー制度を採用する予定です。

## 2. 本吸収分割契約の内容

各承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、別冊（第2号議案「吸収分割契約承認の件」に係る吸収分割契約書等）に記載のとおりです。

(1) 「吸収分割契約書（写）」（日揮グローバル株式会社）

本内容は別冊1頁から2頁をご参照ください。

(2) 「吸収分割契約書（写）」（日揮プラントイノベーション株式会社）

本内容は別冊3頁から4頁をご参照ください。

## 3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

本内容は、別冊（第2号議案「吸収分割契約承認の件」に係る吸収分割契約書等）4頁から16頁をご参照ください。

## 1. 変更の理由

- (1) 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款の第1条（商号）を変更するとともに、現行定款の第2条（目的）に定める事業目的の整理ならびに持株会社体制移行後の当社および当社子会社の事業展開を見据えた変更を行うものであります。
- (2) 取締役会における審議のさらなる充実および活性化を図ることを目的として、現行定款の第19条（員数）に定める取締役の員数を15名以内から10名以内に変更するものであります。
- (3) 執行役員による業務執行体制という実態に即して、現行定款の第22条（役付取締役）の一部を削除するものであります。
- (4) コーポレート・ガバナンス強化の観点から経営の透明性をより一層向上させるため、定款に定める相談役および顧問を廃止することとし、現行定款の第24条（相談役、顧問）を削除するものであります。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されました。これに伴い、取締役および監査役として有能な人材を継続的に登用し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第31条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) 上記（4）の条文の削除に伴い、現行定款第25条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。
- (7) その他、文言および体裁の調整・変更を行うものであります。
- (8) 本議案による定款変更は、第2号議案が原案のとおり承認可決されることおよび同議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、2019年10月1日に効力が生じるものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>日揮株式会社</u> と称し、英文では <u>JGC CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>日揮ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>JGC HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことにより、 <u>当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
1. 石油、石油精製、石油化学、ガス、一般化学、電気、製鉄、原子力、石炭、造水、農業、飼料、生化学、食品、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、都市開発、上下水道、産業公害防止、災害防止、環境保全、宇宙開発等に関する装置、設備および施設的设计、調達、建設、運転、保守および管理	(1) 石油、石油精製、石油化学、ガス、一般化学、電気、製鉄、 <u>非鉄金属、金属精錬</u> 、原子力、石炭、造水、農業、飼料、生化学、食品、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、都市開発、上下水道、産業公害防止、災害防止、環境保全、宇宙開発、紙・パルプ、 <u>窯業・セメント</u> 、 <u>建築資材、再生可能エネルギー</u> 等に関する装置、設備および施設的设计、調達、建設、運転、保守および管理
2. <u>紙・パルプ、窯業・セメント、金属精錬、建築資材等の製造に関する装置、設備および施設的设计、調達、建設、運転、保守および管理</u>	(削除)
3. <u>鋼構造物工事業</u>	(削除)
4. <u>前各号に関する装置、設備および施設の賃貸および割賦販売</u>	(2) 前号に関する装置、設備および施設の賃貸および割賦販売
5. <u>前各号の装置、設備および施設的设计に関するコンサルティング</u>	(3) 第1号の装置、設備および施設に関するコンサルティング
6. <u>前各号に関連する技術の開発</u>	(4) 第1号に関連する技術の研究開発
7. <u>前各号に関する装置、機械、器具および測定機器の製造および販売</u>	(5) 第1号に関する装置、機械、器具および測定機器の製造および販売
8. ~ 10. (条文省略)	(6) ~ (8) (現行どおり)
11. <u>触媒および化学薬品の製造および販売</u>	(9) <u>触媒、化学薬品および化成品の製造および販売</u>
12. <u>バイオテクノロジーを使用した医薬品、診断薬等の研究開発およびその受託ならびに製造および販売</u>	(削除)
13. ~ 20. (条文省略)	(10) ~ (17) (現行どおり)
21. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに土木、建築工事の請負、設計および監理</u>	(18) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
22. (条文省略)	(19) (現行どおり)
(新設)	(20) <u>各種事務機器および設備機器の販売</u>
23. (条文省略)	(21) (現行どおり)
24. <u>旅行業法に基づく旅行業</u>	(削除)
25. <u>警備業法に基づく警備業</u>	(削除)
26. <u>広告代理店業</u>	(削除)
27. (条文省略)	(22) (現行どおり)
28. <u>前各号に関連する事業に対する調査、投融資および保証</u>	(23) 前各号に附帯または関連する一切の事業に対する調査、投融資および保証
29. <u>前各号に附帯する事業</u>	(24) 前各号に附帯または関連する一切の事業

<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(員数) 第19条 当会社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名および取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第24条、第25条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会長が差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
---

<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(員数) 第19条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(相談役、顧問) 第24条 <u>取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。</u></p> <p>第25条、第26条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 取締役会長が差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第28条～第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---

<p>2. <u>当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会長が差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
---

<p>(新設)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略)</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 取締役会長が差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
--

第4号議案

取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役11名全員の任期が満了いたします。  
 また、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案のとおり承認可決されることを条件に、当社は、持株会社体制に移行する予定であります。持株会社体制への移行後、当社の取締役会は、当社グループの中長期的な戦略・課題に関する議論をより一層充実させるとともにグループ各社の業務執行に対する監督機能の強化を図ります。  
 つきましては、社内取締役を3名減員、社外取締役を1名増員し、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。  
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当		取締役在任年数 (本総会終結時)
1	佐藤 雅之	代表取締役会長 Chief Executive Officer	再任	9年
2	石塚 忠	代表取締役社長 Chief Operating Officer	再任	2年
3	山崎 裕	代表取締役副社長執行役員 Chief Project Officer 兼グローバル戦略室長	再任	14年
4	寺嶋 清隆	取締役専務執行役員 Chief Financial Officer 兼経営統括本部長 兼法務・コンプライアンス統括室長	再任	3年
5	鈴木 正徳	取締役常務執行役員 グローバル戦略室長代行	再任	5年
6	村元 徹也	取締役常務執行役員 オイル&ガス統括本部長	再任	1年
7	遠藤 茂	社外取締役	再任 社外 独立	6年
8	松島 正之	社外取締役	再任 社外 独立	3年
9	植田 和男	—	新任 社外 独立	—

(注) 社外取締役である遠藤茂氏および松島正之氏の2018年度における取締役会への出席率は、それぞれ100%（15回／15回）、93.3%（14回／15回）であります。

第31条（現行どおり） （選任方法） 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第31条（現行どおり） （選任方法） 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第34条～第37条（現行どおり） （監査役の実任免除） 第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第34条～第37条（現行どおり） （監査役の実任免除） 第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第39条（現行どおり） （任期） 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第39条（現行どおり） （任期） 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第41条～第43条（現行どおり）	第41条～第43条（現行どおり）

第32条（条文省略） （選任方法） 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第32条（条文省略） （選任方法） 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第35条～第38条（条文省略） （監査役の実任免除） 第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第35条～第38条（条文省略） （監査役の実任免除） 第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第40条（条文省略） （任期） 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第40条（条文省略） （任期） 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第42条～第44条（条文省略）	第42条～第44条（条文省略）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 いしづか ただし <b>石塚 忠</b> (1951年10月3日生) 再任	1972年 4月 当社入社 2004年 7月 当社執行役員 エネルギープロジェクト統括本部長代行 2005年 6月 当社常務執行役員 エネルギープロジェクト統括本部長代行 2007年 8月 当社常務執行役員工務統括本部長 2008年 6月 当社常務取締役工務統括本部長 2010年 6月 当社専務取締役 2011年 6月 当社取締役副社長 2014年 7月 当社取締役副社長執行役員セキュリティ対策室長 2015年 6月 当社取締役退任 2017年 2月 当社上席副社長執行役員Chief Project Officer 2017年 6月 当社代表取締役社長Chief Operating Officer(現職) <取締役候補者とした理由> 石塚忠氏は、海外大型プロジェクトの責任者、プロジェクト遂行部門の本部長を歴任する等、プロジェクトマネジメントに関する豊富な経験・知見を有し、また、2017年から代表取締役社長を務める等、当社および当社グループの経営に関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き重要な意思決定および業務執行に対する監督を行う取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	24,200株
3	 やまざき ゆたか <b>山崎 裕</b> (1953年2月22日生) 再任	1978年 4月 当社入社 2005年 7月 当社取締役エンジニアリング本部長 2006年 6月 当社常務取締役エンジニアリング本部長 2007年 8月 当社常務取締役 Chief Information Officer兼技術統括本部長 2009年 7月 当社常務取締役国際プロジェクト本部長 2011年 6月 当社専務取締役国際プロジェクト本部長 2013年 7月 当社取締役副社長 2014年 6月 当社取締役副社長執行役員 2016年 9月 当社取締役副社長執行役員グローバル戦略室長 2017年 6月 当社代表取締役副社長執行役員 Chief Project Officer兼グローバル戦略室長(現職) <取締役候補者とした理由> 山崎裕氏は、プラント設計部門、プロジェクト統括部門の本部長を歴任する等、プラント設計技術およびプロジェクトマネジメントに関する豊富な経験・知見を有し、また、2017年から代表取締役副社長を務める等、当社および当社グループの経営に関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き重要な意思決定および業務執行に対する監督を行う取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	38,570株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 さとう まさゆき <b>佐藤 雅之</b> (1955年5月18日生) 再任	1979年 4月 当社入社 2009年 7月 当社執行役員財務本部長代行 2010年 7月 当社取締役 Chief Financial Officer兼財務本部長 2011年 7月 当社常務取締役 Chief Financial Officer兼経営統括本部長 2012年 6月 当社取締役副社長 Chief Financial Officer兼経営統括本部長 2013年 4月 当社取締役副社長 Chief Financial Officer兼経営統括本部長 兼セキュリティ対策室長 2014年 6月 当社代表取締役会長 2017年 6月 当社代表取締役会長Chief Executive Officer(現職) <取締役候補者とした理由> 佐藤雅之氏は、Chief Financial Officer、コーポレート部門の本部長を歴任する等、経営管理に関する豊富な経験・知見を有し、また、2014年から代表取締役会長を務める等、当社および当社グループの経営者としての豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き重要な意思決定および業務執行に対する監督を行う取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	20,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 てらじま きよたか <b>寺嶋 清隆</b> (1959年3月3日生) 再任	1981年 4月 当社入社 2007年 8月 当社法務・コンプライアンス統括室 コンプライアンス室長 2011年 7月 当社経営統括本部管理部長 2014年 7月 当社執行役員経営統括本部長代行 2016年 6月 当社取締役執行役員経営統括本部長代行 2016年 9月 当社取締役執行役員経営統括本部長 2017年 6月 当社取締役常務執行役員経営統括本部長 2018年 4月 当社取締役専務執行役員 Chief Financial Officer兼経営統括本部長 2019年 4月 当社取締役専務執行役員 Chief Financial Officer 兼経営統括本部長 兼法務・コンプライアンス統括室長(現職) <取締役候補者とした理由> 寺嶋清隆氏は、コーポレート部門の要職を歴任する等、経営管理に関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き重要な意思決定および業務執行に対する監督を行う取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	7,800株
5	 すずき まさのり <b>鈴木 正徳</b> (1954年10月9日生) 再任	1978年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2004年 6月 中小企業庁事業環境部長 2005年12月 内閣官房行政改革推進本部事務局 特殊法人等改革推進室次長 2007年 7月 原子力安全・保安院次長 2008年 7月 産業技術環境局長 2010年 7月 製造産業局長 2011年 8月 中小企業庁長官 2013年10月 当社顧問 2014年 6月 長野計器株式会社社外取締役 2014年 7月 当社取締役執行役員営業本部長代行 2016年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長代行 2016年 9月 当社取締役常務執行役員 グローバル戦略室長代行(現職) 2018年 6月 長野計器株式会社社外取締役(現職) <重要な兼職の状況> 長野計器株式会社社外取締役 <取締役候補者とした理由> 鈴木正徳氏は、経済産業省において産業技術環境局、製造産業局長を歴任する等、産業政策に関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き重要な意思決定および業務執行に対する監督を行う取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	8,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	 むらもと てつや <b>村元 徹也</b> (1963年4月7日生) 再任	1988年 4月 当社入社 2011年 4月 当社海外子会社統括室長 2016年 6月 当社執行役員第1事業本部LNGプロジェクト部 プロジェクトダイレクター 2016年 9月 当社執行役員 オイル&ガス統括本部米州事業本部長 2018年 4月 当社常務執行役員 オイル&ガス統括本部長 2018年 6月 当社取締役常務執行役員 オイル&ガス統括本部長(現職) <取締役候補者とした理由> 村元徹也氏は、海外子会社統括室長、海外大型プロジェクトの責任者、プロジェクト統括部門の本部長を歴任する等、経営管理およびプロジェクトマネジメントに関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き重要な意思決定および業務執行に対する監督を行う取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	6,269株
7	 えんどう しげる <b>遠藤 茂</b> (1948年10月16日生) 再任 社外 独立	1974年 4月 外務省入省 2001年 4月 中東アフリカ局審議官 2002年 2月 領事移住部審議官 2003年 8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使 兼在ジュネーブ日本国総領事館総領事 2007年 3月 在チュニジア特命全権大使 2009年 7月 在サウジアラビア特命全権大使 2012年10月 外務省退官 2013年 6月 当社社外取締役(現職) 2013年 6月 飯野海運株式会社社外取締役(現職) 2014年 4月 外務省参与(現職) 2018年 6月 株式会社ADEKA社外取締役(現職) <重要な兼職の状況> 飯野海運株式会社社外取締役 外務省参与 株式会社ADEKA社外取締役 <社外取締役候補者とした理由等> 遠藤茂氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、サウジアラビアおよびチュニジアの特命全権大使を歴任する等、当社の主要なビジネスマーケットに関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き経営・業務執行に対する的確な助言および独立した立場からの監督機能を発揮する社外取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、引き続き当社は同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	 社外取締役候補者 うえだ かずお <b>植田 和男</b> (1951年9月20日生) 新任 社外 独立	1989年 4月 東京大学経済学部助教授 1993年 3月 同大学経済学部教授 1998年 4月 日本銀行政策委員会審議委員 2005年 4月 東京大学大学院経済学研究科教授 2005年10月 同大学大学院経済学研究科長 2005年10月 同大学経済学部長 2008年10月 株式会社日本政策投資銀行 社外取締役(現職) 2017年 4月 東京大学金融教育研究センター センター長(現職) 2017年 4月 共立女子大学国際学部教授(現職) 2017年 6月 東京大学名誉教授(現職) 2017年 6月 株式会社メルコホールディングス 社外監査役(現職) <重要な兼職の状況> 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 東京大学金融教育研究センターセンター長 共立女子大学国際学部教授 株式会社メルコホールディングス社外監査役 <社外取締役候補者とした理由等> 植田和男氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、マクロ経済学の専門家としての豊富な学識経験を有しております。上記の経験・知見を活かし、経営・業務執行に対する的確な助言および独立した立場からの監督機能を発揮する社外取締役として、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 石塚忠氏の取締役在任年数は、直近の連続した在任年数を記載しております。  
 3. 松島正之氏が社外取締役を務めている株式会社商船三井は、2014年に特定自動車運送業務に関し、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定され、同様の行為に関して、2015年に中国国家発展改革委員会から処分を受けました。同氏は、当該認定および処分の対象行為について、事前には認識しておりませんでした。平素から法令遵守の意見表明を行ってまいりました。また、当該事実の認識後は違反行為の根絶および内部統制システムの整備に関して適時適切に助言、指示し、再発防止策の提言を行っております。  
 4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款の定めに基づき、遠藤茂氏および松島正之氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏の間で引き続き本契約を継続する予定であります。また、植田和男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 5. 松島正之氏は、2019年6月25日をもって株式会社商船三井社外取締役を退任する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	 社外取締役候補者 まつしま まさゆき <b>松島 正之</b> (1945年6月15日生) 再任 社外 独立	1968年 4月 日本銀行入行 1998年 6月 同行理事(国際関係担当) 2002年 6月 ボストン・コンサルティング・グループ上席顧問 2005年 2月 クレディ・スイス証券株式会社 シニア・エグゼクティブ・アドバイザー 2008年 6月 同社会長 2011年 5月 ボストン・コンサルティング・グループ シニア・アドバイザー 2011年 6月 三井不動産株式会社社外取締役 2011年 6月 株式会社商船三井社外取締役(現職) 2014年 9月 インテグラル株式会社常勤顧問(現職) 2016年 6月 当社社外取締役(現職) 2017年 7月 太陽有限責任監査法人経営評議会委員(現職) <重要な兼職の状況> インテグラル株式会社常勤顧問 太陽有限責任監査法人経営評議会委員 <社外取締役候補者とした理由等> 松島正之氏は、日本銀行理事を務める等、金融界および企業経営に関する豊富な経験・知見を有しております。上記の経験・知見を活かし、引き続き経営・業務執行に対する的確な助言および独立した立場からの監督機能を発揮する社外取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、引き続き当社は同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。	0株

取締役在任年数 3年  
(本総会終結時)  
 2018年度出席率  
 取締役会93.3%  
 (14回/15回)

当社の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の当社第113回定時株主総会において年額6億9,000万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有するとともに、株価上昇および当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的として、上記取締役の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬を支給することといたしたいと存じます。

つきましては、譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,500万円以内といたしたいと存じます。

なお、現在の対象取締役は9名であります。第4号議案「取締役9名選任の件」が原案のとおり承認可決された場合、対象取締役は6名となります。各対象取締役に対する具体的な支給時期および支給額については、報酬委員会において審議のうえ、取締役会において決定することといたします。

譲渡制限付株式の概要、割当ての流れ、払込金額、総数および割当契約の内容は、下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 譲渡制限付株式の概要

本議案により対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式とは、一定期間、第三者への譲渡および担保権の設定等の一切の処分を行うことができない旨の制限が付された当社の普通株式を指す。

##### 2. 譲渡制限付株式割当ての流れ

- (1) 当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給する。
- (2) 各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資する。

- (3) 当社は、当該現物出資に対し、当社の普通株式を発行または処分することにより、譲渡制限付株式を各対象取締役に対して割り当てる。

※上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記5. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

##### 3. 譲渡制限付株式と引換えに払い込む金額

各対象取締役が、譲渡制限付株式と引換えに払い込む金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

##### 4. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年19,800株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割または株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼす行為が行われた場合、譲渡制限付株式の総数を合理的に調整する。

##### 5. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する。

###### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、譲渡制限期間）、割り当てられた譲渡制限付株式（以下、本割当株式）につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定等、一切の処分をすることができない（以下、譲渡制限）。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(4) 譲渡制限付株式の無償取得

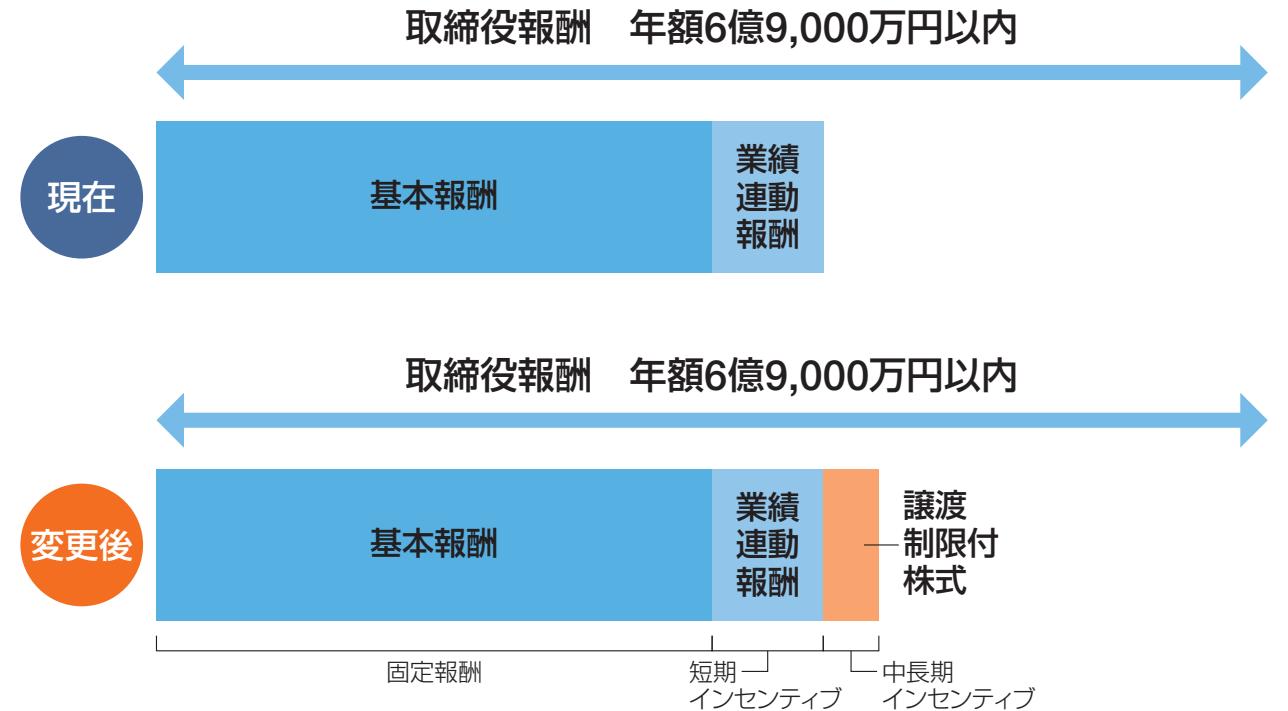
当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式、または上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(ご参考)

本議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役報酬制度の変更イメージは以下のとおりであります。

<取締役報酬制度の変更イメージ>



※社外取締役の報酬については、現在および変更後のいずれにおいても、基本報酬のみ。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

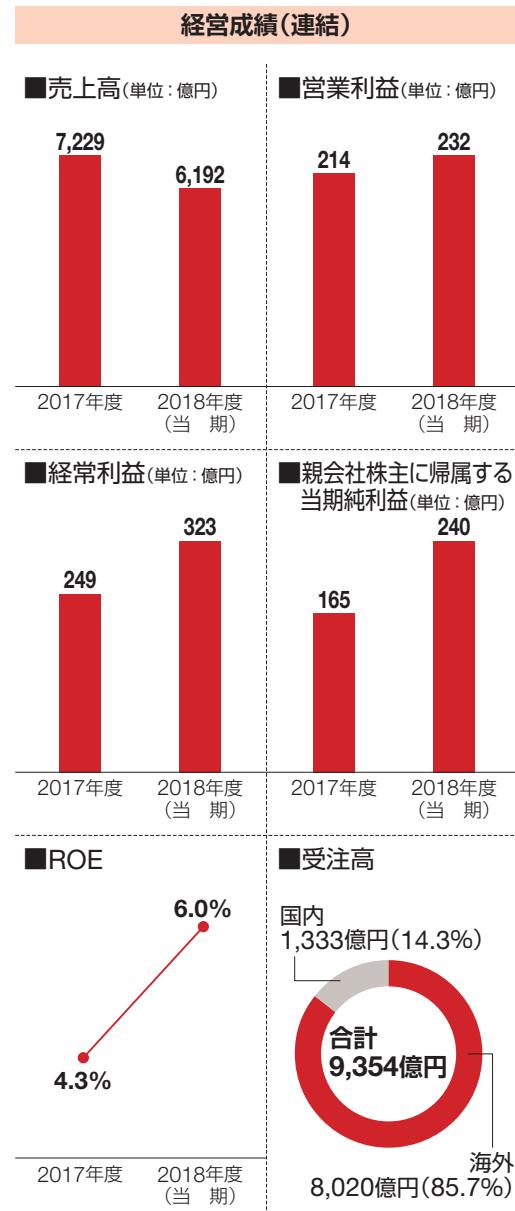
当連結会計年度においては、総合エンジニアリング事業のオイル&ガス分野（石油精製、石油化学、ガス処理、LNG等）では、2018年10月以降、原油価格の不安定な動きは見られるものの、産油・産ガス諸国において設備投資計画を再開する動きが出てきていることに加え、国内で既存設備の改修、保全計画が実施される等、取り巻く事業環境は全体としては改善しつつあります。

また、同事業のインフラ分野（発電、医薬、医療等）では、アジア地域を中心に再生可能エネルギー発電をはじめとする多くの設備投資が実施され、国内においても再生可能エネルギー発電やライフサイエンス分野で継続的な設備投資が実施されました。

機能材製造事業では、全般的に堅調なマーケット環境が継続し、国内、海外マーケット向けに触媒・ファインケミカル、およびファインセラミックス製品の受注拡大を図りました。

以上のような取組みのもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績等については、右のとおりとなりました。

この結果、当連結会計年度末の受注残高は、為替変動による修正および契約金額の修正・変更を加え、1兆2,083億円となりました。



### セグメント別の状況

当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「触媒・ファイン事業」から「機能材製造事業」へ変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

### 総合エンジニアリング事業

日本国内をはじめ東南アジア、中東、アフリカ、北米、ロシア・CIS等において受注活動に取り組み、2018年8月に、ナイジェリアにおけるLNGプラント拡張プロジェクトの基本設計役務を受注したほか、同年10月には、カナダにおける大型LNGプラント建設プロジェクトおよび新潟県におけるインフルエンザワクチンの製造設備建設プロジェクト、同年12月にはタイ王国における化学プラント建設プロジェクトをそれぞれ受注いたしました。

なお、オーストラリアにおけるイクシスLNGプラント建設プロジェクトは、同年10月にLNGの生産を開始したほか、ロシアにおけるヤマルLNGプラント建設プロジェクトは同年12月に第3LNG生産設備からLNGの生産を開始しております。

また、プロジェクトの受注および遂行力のさらなる強化に向けて、同年4月には、プラント建設地での工事遂行が困難なLNGプロジェ

クト等に有効なモジュール工法において、高いモジュール製作能力を持つ中国海洋石油工程股份有限公司(COOEC社)と協業に合意し、同年5月には、数多くの案件が計画される米国市場での共同受注・遂行を目的に、メキシコ湾岸地域で豊富な実績を持つ米国の建設会社S&B Engineers and Constructors, Ltd. (S&B社)と協業に合意いたしました。同年8月には、LNGプラントの生産性向上に向けて、AI・IoTを活用したHot Air Recirculation予測システムの構築を目指し、マレーシア国営石油会社との協業に合意いたしました。

加えて、水素エネルギー社会の実現に向けた取組みとして、水素エネルギーキャリアとして有望視されているアンモニアの製造に関して、新規アンモニア合成触媒を用いたアンモニア合成プロセスの実証試験装置を福島県に建設し、同年10月に再生可能エネルギー由来の水素を用いたアンモニア合成、および合成したアンモニアを燃料とした発電に世界で初めて成功いたしました。

また、今後、市場の拡大が見込まれる洋上風力発電分野への本格進出に向けてウィンドパワープロジェクト室を同年11月に新設したほか、AI・IoTのデジタル技術活用によるEPC事業の大幅な効率化、および将来予測を含むプロジェクトマネジメントの革新を目指し、

同年12月に「ITグランドプラン2030」を策定いたしました。

2019年2月には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構と共同で、当社および日本ガイシ株式会社が共同開発した二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）分離膜を用いた新たなCO<sub>2</sub>分離・回収技術の実証実験を開始いたしました。本技術によって、原油生産時の随伴ガスからのCO<sub>2</sub>分離・回収、および天然ガス生成時のCO<sub>2</sub>除去のコスト低減を実現し、エネルギー供給の拡大と地球環境保全の両立を目指しています。

以上のような取組みのもと、当社グループの当連結会計年度のセグメント別の業績については、以下のとおりとなりました。



## 機能材製造事業

機能材製造事業では、触媒・ファインケミカル分野において、FCC触媒は国内向けの販売が減少した一方で、東南アジアにおける受注が増加しました。また、水素化処理触媒およびケミカル触媒が好調に推移し、眼鏡用コート材等も伸ばいたしました。ファインセラミックス分野においては、有機EL製造装置用部品の荷動きが鈍化傾向にあるものの、在庫調整局面にあった光通信関連部品が回復基調になるとともに、半導体関連の洗浄装置用部品や露光装置用部品を中心に受注が好調に推移いたしました。

## (2)設備投資等の状況

当連結会計年度は、触媒製造設備、建物附属設備およびソフトウェア等総額86億27百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3)資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は特にありません。

## (4)対処すべき課題

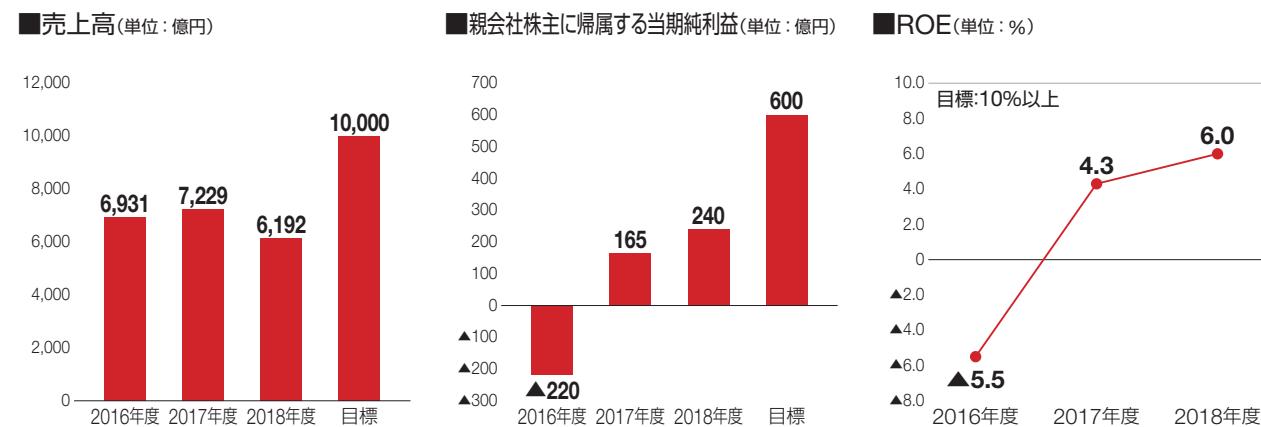
当社グループは、2016年度から2020年度までの5か年を対象とする中期経営計画「Beyond the Horizon」(以下、本計画)を推進しております。

本計画においては、目標とする経営指標として、2020年度の売上高1兆円以上、親会社株主に帰属する当期純利益600億円、自己資本利益率（ROE）10%以上を掲げております。

本計画の基本方針としてEPC事業においては、オイル&ガス分野を中心としつつインフラ分野への領域拡大を掲げ、また非EPC事業においては製造業を強化すること等により、さらなる企業価値の向上を目指しております。

## 【本計画に係る数値目標の進捗状況および今後の取組みについて】

本計画のもと、連結会計年度における2016年度から2018年度までの実績は以下のとおりとなりました。



火力発電所建設プロジェクトを受注し、国内においてもバイオマス発電所建設プロジェクトや、多くの大規模太陽光発電所建設プロジェクトを受注・遂行しております。さらに、再生可能エネルギー発電分野の事業領域拡大に向けた施策の一つとして、現在国内外で数多く計画されている洋上風力発電建設プロジェクトへの参入を目指した専門組織として「ウィンドパワープロジェクト室」を設置し、新規案件の開拓から見積もり、プロジェクト遂行に至るまで、一貫して遂行する体制を構築しました。

医薬・医療分野の海外展開においては、アジア諸国の当社グループ会社と連携し、顧客開拓・案件発掘を進めているのに加え、米国医薬エンジニアリング会社と医薬品工場プロジェクト分野における協業契約を締結する等の対応を図りました。

#### 戦略4) 技術優位性追求による受注競争力強化

自然環境が厳しい地域や労働者の確保が困難な地域等、建設工事の遂行が困難なプロジェクトが増加傾向にあるなかで、当社はオーストラリアにおけるイクシスLNGプロジェクト、ロシアにおけるヤマルLNGプロジェクト等において、モジュール工法に関する経験・知見を確実に積み上げてまいりました。さらに、戦略2) で記載のとおり、高いモジュール製作能力を持つ中国企業との協業を推進することで、他社との差別化および受注競争力強化を図っております。

の協業、および米国メキシコ湾岸地域で豊富なプラント建設実績を持つ米国の建設会社との協業に合意する等、パートナーとの協業を進めました。

また、2016年度に最終損失を計上して以降、プロジェクトの管理体制の改善を目的として、プロジェクトの見積段階からトップマネジメントを交えたリスクプロファイルを実施したほか、設計および事業本部の本部長室（役員クラス）が、これまで以上にプロジェクトに積極的に関与することで、リスクに対する感度を高め、リスクの中心に身を置くという意識を持たせるなどしてリスク管理の強化を図りました。その他、若手プロジェクトリーダーの育成強化等も積極的に実施しております。

#### 戦略3) 事業領域拡大

EPC事業におけるオフショア分野、およびインフラ分野への事業領域拡大に向けた取り組みを着実に実行しております。具体的には、マレーシアにおける洋上LNGプラント建設プロジェクトに引き続き、戦略1) に記載のとおり、モザンビーク共和国でアフリカ地域初となる洋上LNGプラント建設プロジェクトを受注し、オフショア分野への事業領域の拡大を実現することによって、洋上LNGプラント建設のリーディングコントラクターとしての地位を確立しました。インフラ分野については、ベトナムにおいて複数の大規模太陽光発電所建設プロジェクトやフィリピンにおける

プラントEPCマーケットの回復を追い風に、選別受注、プロジェクト遂行力の強化を図ることで本計画の目標とする経営指標に少しでも近づけるよう邁進してまいります。また、持株会社体制のもと、海外オイル&ガスのEPCを拡大するとともに、海外インフラEPC、国内EPC、製造業を含めた複数の事業からの収益によって、安定的かつ持続的に成長する企業グループを実現してまいります。

#### 【本計画に係る重点施策の進捗状況】

当連結会計年度末における本計画の基本方針に基づく重点施策の進捗状況については、以下のとおりです。

##### 【基本方針1】

#### EPC事業の拡大（オイル&ガス分野の拡大、インフラ分野への拡大）

EPC事業の拡大のため、以下の事業戦略を押し進めております。

##### 戦略1) マーケット拡大

2017年にモザンビーク共和国において、アフリカ地域初となる洋上LNGプラント建設プロジェクトを受注したほか、2018年には当社にとって過去最大級の受注金額でカナダにおける大型LNG建設プロジェクトを受注する等、将来が有望視される東アフリカ・北米地域など新たな地域における事業を展開いたしました。

##### 戦略2) プロジェクト遂行力強化

高いモジュール製作能力を持つ中国企業と

2016年度から2018年度の業績は、グラフが示すとおり厳しい状況となりましたが、その主な要因としては、本計画策定時の想定とは異なり、原油価格が低迷したことでメジャーオイルや産油・産ガス諸国の設備投資が抑制され、大型LNG計画の進展が遅れる等プラントEPCマーケットが停滞した結果、受注高を想定通りに積み上げられなかったことが挙げられます。加えて米国および中東のプロジェクトにおいて、想定以上の天候不順、ビザ発給の遅れによる労働力確保の難しさなどが原因となり、建設工事費用が増加したこと等により、2016年度に多額の損失を計上するに至ったことも、業績に影響いたしました。

しかしながら、2018年以降、原油価格は回復しつつあり、メジャーオイルや産油・産ガス諸国の設備投資再開の動きが出始めております。プラントEPCマーケットが回復しつつある中、当社はカナダにおける大型LNGプラント建設プロジェクトを受注する等、2018年度の受注高は過去最高の9,354億円を達成することができました。

また、上述の本計画で掲げた企業価値のさらなる向上という目的を確実に、かつスピード感を持って達成するために、本年定時株主総会における第2号議案（吸収分割契約承認の件）が原案のとおり承認可決されること、および同議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、本年10月1日（予定）に新たなグループ会社体制として持株会社体制へ移行することといたしました。

本計画の後半となる今後2か年においては、

能材製造事業の拡大を見据えた新工場の建設に資金を充当いたしました。

なお、子会社における借入金の返済やEPC事業の運転資金に充当することを目的に、2017年10月に普通社債発行により500億円を調達いたしました。

(株主還元の実績)

	2016年度 (※1)	2017年度	2018年度 (※2)
1株当たりの 配当額	30.00円	25.00円	28.50円
配当性向	—	38.0%	30.0%
配当金の総額	75億円	63億円	71億円

(※1) 2016年度の配当性向につきましては、当期純損失であるため記載しておりません。

(※2) 本年定時株主総会における第1号議案(剰余金の処分の件)が原案どおり承認可決されることが条件となります。

## (5)次期の見通し

### 総合エンジニアリング事業

オイル&ガス分野においては、新興国における人口増加に伴い、引き続きエネルギー需要の増大が見込まれ、停滞していた設備投資計画が徐々に実行に移されつつあります。また、大型LNG計画においても一部で動きが出始めており、当社グループを取り巻く事業環境は、不透明感の一部見られるものの改善しつつあります。

インフラ分野では、アジア地域および国内において、引き続きマーケット環境は堅調に推移することが期待されます。当社グループといたしましては、全社を挙げて付加価値の向上やコスト競争力の強化を推進し、優良案件の確実な受注を目指してまいります。

いずれの年も50%以上を達成し、強固な財務基盤を維持しております。今後も50%以上を安定的に維持することで、顧客からの信頼維持に努めてまいります。

### 自己資本利益率 (ROE)

【本計画に係る数値目標の進捗状況および今後の取組みについて】に記載したとおり自己資本利益率 (ROE) は、10%以上という目標には達していません。

本計画の後半2か年においては、引き続き、資本効率が重要課題であることを認識し、マーケットの回復を追い風に、選別受注、プロジェクト遂行力の強化を図り業績を拡大させることにより、ROEの目標数値に近づけるよう努力してまいります。

### 手元資金の使途

2016年度に建設工事費用が増加した米国、中東等のプロジェクトでの損失負担に加えて、イクシスLNG建設プロジェクトにおいて、顧客およびサブコントラクターとの間で懸案事項に関する協議および仲裁が続いており、工事債権や立替費用が増加したこと等によって、多くの手元資金をEPC事業の運転資金に充当いたしました。また、株主還元につきましては、配当性向を親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目途とする配当政策のもと、業績見通しおよび財務状況等を勘案のうえ、下表のとおり実施してまいりました。事業投資につきましては、新たな案件は厳選のうえ最小限に留める一方、保有資産の一部入れ替えや売却により、資金の回収を図りました。グループ会社関連では、機

分野においては、デジタル化の進展に伴い半導体関連の洗浄装置用部品や露光装置用部品等の売上も着実に伸びております。

本年10月1日(予定)に始動する持株会社体制下において、機能材製造事業を当社グループの中核事業の一つとして位置付けを明確化し、グループとして最適な経営資源の配分を行いつつ、次世代の社会・産業に貢献しうる技術開発の促進、高機能材の提供を一層推進してまいります。

事業投資においては、EPCプロジェクトの創出に繋がるような案件に厳選し、「選択と集中」を進めてまいりました。

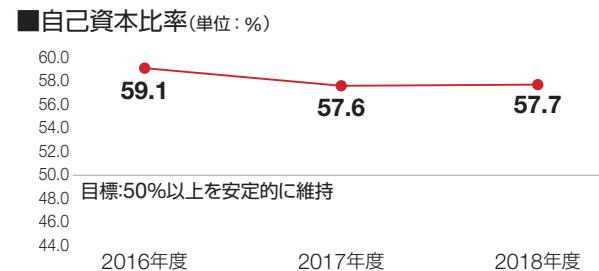
### 【基本方針3】

#### 基本方針1および2を実現するための財務戦略の策定

本計画においては、自己資本比率50%以上を安定的に維持すること、また、自己資本利益率(ROE)については10%以上とすることを目標として定め、手元資金の配分を行ってまいりました。各目標に対する結果は以下のとおりとなっております。

#### 自己資本比率

過去3年の自己資本比率は、下表のとおり、



また、昨今のデジタル化の流れを踏まえて、当社グループの2030年に向けた新たなIT戦略である「ITグランドプラン2030」を策定いたしました。本プランに基づき、AI・IoT等のデジタル技術を積極的に活用し、プロジェクト遂行の効率化や受注競争力強化を図ってまいります。

さらに、地球環境保全の一環として、ゼオライト膜を用いた新たな二酸化炭素の分離・回収・貯留技術に係る実証試験を開始したほか、中国で排ガス規制が強化されたコークス炉等向けに世界初となる中低温排ガス向け乾式脱硫・脱硝システムの販売に関する事業を展開しています。加えて、水素エネルギー社会の実現に向けた取組みとして、再生可能エネルギー由来の水素を用いたアンモニア合成および合成したアンモニアを燃料とした発電に世界で初めて成功する等、低炭素社会の実現に向けた技術開発にも積極的に取り組んでおります。

### 【基本方針2】

#### 非EPC事業(製造業、事業投資)の利益拡大

機能材製造事業においては、良好なマーケット環境を背景に全体として堅調に推移いたしました。触媒・ファインケミカル分野においては、FCC触媒のインドネシア向け大口案件を受注する等、海外展開を積極的に進めているほか、化粧品材、フラットパネルディスプレイ向け反射防止材および眼鏡用コート材を中心に売上を伸ばしております。また、ファインセラミックス

## 機能材製造事業

機能材製造事業では、触媒・ファインケミカル分野においては、FCC触媒の国内シェアの拡大および海外市場への拡販、ケミカル触媒の新規案件の受注拡大に加えて、フラットパネルディスプレイ向け反射防止材や眼鏡用コート材の拡販および新用途の開拓、さらにはマイクロプラスチック代替化粧品材の拡販等に注力してまいります。ファインセラミックス分野においては、引き続きエネルギー関連基板等の新規案件の受注に注力するとともに、無線通信、LED、医療分野等への参入も積極的に推進してまいります。

なお、当社は、持株会社体制への移行のため、2019年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、当社が営む「海外EPC事業」および「国内EPC事業」をそれぞれ、「日揮グローバル株式会社」および「日揮プラントイノベーション株式会社」に対して承継させるための議案を付議いたします。同議案が原案のとおり承認可決されることおよび同議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、当社グループは、2019年10月1日に持株会社体制に移行し、収益力の増強と安定の同時達成を目指してまいります。

## (6)その他の補足事項

### イクシスLNGプロジェクトに関する件

当社グループは、米国KBR社および千代田化工建設株式会社と共同でジョイントベンチャー（以下、JV）を組成し、国際石油開発帝石株式

会社の子会社であるイクシスエルエヌジー社（以下、顧客）から2012年に液化天然ガス等を生産する陸上ガス液化プラントの設計・調達・建設役務（以下、本プロジェクト）を受注し遂行してきました。本プロジェクトでは、プラント設備が完成し、2018年8月に顧客への引渡しを完了しました。

JVは、役務範囲の増加およびその他の要因によるコストの発生に関して契約上償還されるべきもののほかに、契約金額調整されるべきものの一部に顧客との合意に至らず協議が継続しているものや仲裁となっているものがあります。

また、JVは、本プロジェクトの一部である複合サイクル発電設備の設計・建設をGeneral Electric Company、General Electric International, Inc.、UGL Engineering Pty LimitedおよびCH2M Hill Australia Pty. Limitedから成るコンソーシアム（以下、コンソーシアム）に固定金額契約で発注しました。しかし、コンソーシアムは、役務遂行途中に一方的に契約を破棄し追加支払いを求めて仲裁に入りました。JVはコンソーシアムに代わるサブコントラクターを起用して複合サイクル発電設備の建設を行う一方、コンソーシアムに対して反訴の上、建設コストの負担を求めています。

上記の状況を踏まえ、JVと顧客またはコンソーシアムとの間の協議や仲裁がJVにとって不利な結果となった場合は、工事債権や立替費用の一部が回収不能になる等、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

## (7)財産および損益の状況の推移等

### ① 財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	320,626	506,293	547,826	935,451
売 上 高 (百万円)	879,954	693,152	722,987	619,241
営 業 利 益 (百万円)	49,661	△21,496	21,495	23,249
経 常 利 益 (百万円)	52,047	△15,215	24,927	32,304
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	42,793	△22,057	16,589	24,005
1株当たり当期純利益 (円)	169.60	△87.42	65.75	95.14
総 資 産 (百万円)	689,782	646,291	684,921	708,855
純 資 産 (百万円)	419,673	383,260	395,779	410,350

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を選択して適用した後の金額となっております。

### ② 売上高および受注の状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
石油・ガス・資源開発関係	226,982	37,522	119,991	144,513
石油精製関係	106,662	45,454	87,299	64,817
LNG関係	252,746	665,936	187,816	730,866
化学関係	57,568	94,869	43,249	109,188
発電・原子力・新エネルギー関係	153,155	32,283	89,706	95,731
生活関連・一般産業設備関係	18,256	31,377	15,678	33,955
環境・社会施設・情報技術関係	24,997	16,945	16,132	25,810
その他	5,788	11,062	13,369	3,481
小 計	846,157	935,451	573,244	1,208,365
(内訳)				
総合エンジニアリング事業	845,018	926,364	564,045	1,207,337
その他の事業	1,138	9,087	9,198	1,027
機能材製造事業	—	—	45,996	—
合 計	846,157	935,451	619,241	1,208,365

(注) 前連結会計年度末受注残高は当連結会計年度の為替変動による修正および契約金額の修正・変更を含んでおります。

### ③ その他主要な経営指標の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
売 上 高 総 利 益 率 (%)	8.3	0.2	6.2	7.3
自 己 資 本 利 益 率 (ROE) (%)	10.6	△5.5	4.3	6.0
自 己 資 本 比 率 (%)	60.7	59.1	57.6	57.7
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	42.50	30.00	25.00	28.50
配 当 性 向 (%)	25.1	—	38.0	30.0
配 当 総 額 (円)	10,723,093,698	7,569,244,920	6,307,686,600	7,190,745,168

(注) 1. 当社は親会社株主に帰属する当期純利益に連動させる配当を基本としているため、1株当たり配当金、配当性向および配当総額については連結での数値を記載しております。  
2. 2018年度における1株当たり配当金、配当性向および配当総額は、第123回定時株主総会の第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件としておりません。  
3. 当事業年度における自己株式の取得（単元未満株式の買取りを除く）は行っておりません。

**(8)重要な親会社および子会社の状況** (2019年3月31日現在)

① 親会社との関係  
当社は本項目につき、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日揮プラントイノベーション株式会社	830百万円	100%	各種プラントの設計、調達、建設、運転、維持管理、メンテナンス、設備診断サービスおよびプラント建設における品質管理・工程管理
青森日揮プランテック株式会社	50百万円	100% (100%)	各種プラントの設備診断、メンテナンス、運転助勢、研究サポートおよび保全データ管理システムの構築・コンサルティング
日揮触媒化成株式会社	1,800百万円	100%	石油精製触媒 (FCC触媒、脱硫触媒、脱硝触媒等)、ケミカル触媒 (ニッケル系・銅系触媒等) およびファイン製品 (化粧品材料、光学材料等) の製造および販売
日本ファインセラミックス株式会社	300百万円	100%	無線・光通信用薄膜回路基板ならびに一般産業機械用、半導体・液晶製造装置用ファインセラミックス部品の製造および販売
日揮ビジネスサービス株式会社	1,455百万円	100%	不動産の賃貸、建物の保守・管理、保険および図面等のドキュメントサービス
日本エヌ・ユー・エス株式会社	50百万円	88%	エネルギーおよび環境汚染の防止・除去に関するコンサルティング
日揮みらいソーラー株式会社	8百万円	51%	大分県における太陽光発電事業
JGC SINGAPORE PTE LTD	2,100千シンガポールドル	100%	各種プラントのコンサルティング、設計、調達および建設
JGC PHILIPPINES, INC.	1,300,000千フィリピンペソ	100%	各種プラントの設計、調達、建設およびメンテナンス
JGC Gulf International Co. Ltd.	262,500千サウジアラビア・リヤル	100% (5%)	各種プラントの設計、調達、建設およびメンテナンス
JGC OCEANIA PTY LTD	711,000千豪ドル	100%	各種プラントの設計、調達および建設
JGC America, Inc.	519,700千米ドル	100%	各種プラントの設計、調達および建設
JGC Gulf Engineering Co. Ltd.	500千サウジアラビア・リヤル	75% (75%)	各種プラントの設計、調達、建設およびメンテナンス
PT. JGC INDONESIA	1,600千米ドル	100% (30%)	各種プラントのコンサルティング、設計、調達、建設および人材派遣
JGC (GULF COAST), LLC	77,350千米ドル	100% (100%)	各種プラントの設計、調達および建設
JGC Exploration Eagle Ford LLC	65,000千米ドル	100% (100%)	米国テキサス州およびルイジアナ州におけるシェールオイルの生産・開発および販売
JGC EXPLORATION CANADA LTD.	160,885千カナダドル	100%	カナダにおけるシェールガスの生産・開発および販売

(注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
2. 当社は、2019年2月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるJGC-ITCラービグウーティリティ株式会社と吸収合併を行い、同社が営んでおりましたサウジアラビア王国ラービグ地区における発電・造水事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

**(9)主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

事業セグメント	主要な事業内容
総合エンジニアリング事業	石油、石油精製、石油化学、ガス、LNG、一般化学、原子力、金属製錬、バイオ、食品、医薬品、医療、物流、IT、環境保全、公害防止等に関する装置、設備および施設の計画、設計、調達、建設および試運転役務等のEPC事業、事業投資・サービスビジネスおよびこれらに係る事業
機能材製造事業	触媒、ナノ粒子技術、クリーン・安全、電子材料・高性能セラミックスおよび次世代エネルギー等の各分野における製品の製造および販売に係る事業
その他の事業	コンサルティング、オフィスサポート、発電、造水および原油・ガスの生産・開発・販売等の事業

**(10)主要な事業所、研究所および生産拠点等** (2019年3月31日現在)

① 当社

本 社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号  
 研 究 所 技術研究所 (茨城県)  
 事 務 所 国内 大阪事務所  
 海外 北京、ヤンゴン、バンコク、ジャカルタ、パース、アブダビ、ドーハ、バスラ、モスクワ、アルジェ



本社



技術研究所



パース事務所

## ② 重要な子会社

本

社

日揮プラントイノベーション株式会社（神奈川県）  
 青森日揮プランテック株式会社（青森県）  
 日揮触媒化成株式会社（神奈川県）  
 日本ファインセラミックス株式会社（宮城県）  
 日揮ビジネスサービス株式会社（神奈川県）  
 日本エヌ・ユー・エス株式会社（東京都）  
 日揮みらいソーラー株式会社（神奈川県）  
 JGC SINGAPORE PTE LTD（シンガポール）  
 JGC PHILIPPINES, INC.（フィリピン）  
 JGC Gulf International Co. Ltd.（サウジアラビア）  
 JGC OCEANIA PTY LTD（オーストラリア）  
 JGC America, Inc.（米国）  
 JGC Gulf Engineering Co. Ltd.（サウジアラビア）  
 PT. JGC INDONESIA（インドネシア）  
 JGC（GULF COAST）, LLC（米国）  
 JGC Exploration Eagle Ford LLC（米国）  
 JGC EXPLORATION CANADA LTD.（カナダ）

生産拠点  
 日揮触媒化成株式会社北九州事業所（福岡県）  
 日揮触媒化成株式会社新潟事業所（新潟県）  
 日本ファインセラミックス株式会社本社事業所（宮城県）  
 日本ファインセラミックス株式会社MMC第1・2工場（宮城県）  
 日本ファインセラミックス株式会社富谷事業所（宮城県）

## (11) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数（名）	前期末比増減数
総合エンジニアリング事業	6,785（2,313）	180名増
機能材製造事業	813（202）	43名増
その他の事業	243（47）	8名増
合計	7,841（2,562）	231名増

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。  
 2. 「従業員数」欄の（ ）内は、外数で平均臨時雇用者数（派遣受入者数等）を記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減数	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,276（1,219）	15名減	43.6	17.5

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。  
 2. 「従業員数」欄の（ ）内は、外数で平均臨時雇用者数（派遣受入者数等）を記載しております。  
 3. 当社の従業員は、全て総合エンジニアリング事業に属しております。

## (12) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社大分銀行	1,771

## ② 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 600,000,000株

(2) 発行済株式の総数 259,052,929株(自己株式6,746,081株を含む)

(3) 株主数 17,765名

(4) 単元株式数 100株

## (5) 大株主(上位10名)

	株主名	持株数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,933千株	15.03%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,509千株	9.71%
3	日揮商事株式会社	12,112千株	4.80%
4	公益財団法人日揮・実吉奨学会基本財産口	8,433千株	3.34%
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,532千株	2.19%
6	株式会社三井住友銀行	5,500千株	2.17%
7	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,999千株	1.98%
8	JP MORGAN CHASE BANK 385635	3,863千株	1.53%
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,786千株	1.50%
10	DEUTSCHE BANK TRUST COMPANY AMERICAS	3,480千株	1.37%

(注) 1. 持株数は千株未満、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式6,746千株（2.60%、第5位）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤 雅之	Chief Executive Officer	
代表取締役社長	石塚 忠	Chief Operating Officer	
代表取締役	山崎 裕	Chief Project Officer 兼グローバル戦略室長	
取締役	赤羽根 勉		
取締役	佐藤 諭志	デザインエンジニアリング 本部長	
取締役	古田 栄喜	営業本部長	
取締役	寺嶋 清隆	Chief Financial Officer 兼経営統括本部長	
取締役	鈴木 正徳	グローバル戦略室長代行	長野計器株式会社社外取締役
取締役	村元 徹也	オイル&ガス統括本部長	
取締役	遠藤 茂		飯野海運株式会社社外取締役 外務省参与 株式会社ADEKA社外取締役
取締役	松島 正之		株式会社商船三井社外取締役 インテグラル株式会社常勤顧問 太陽有限責任監査法人経営評議会委員
常勤監査役	牧野 幸博		
常勤監査役	伊勢谷 泰正		
監査役	森 雅夫		
監査役	大野 功一		横浜市外郭団体等経営向上委員会委員長
監査役	高松 則雄		

- (注) 1. 取締役遠藤茂氏および松島正之氏は、社外取締役であります。また、監査役森雅夫氏、大野功一氏および高松則雄氏は、社外監査役であります。  
 2. 当事業年度中の社内取締役および社内監査役の異動は次のとおりです。  
 (1) 就任  
 ・2018年6月28日開催の第122回定時株主総会において、新たに村元徹也氏が取締役に選任され、就任いたしました。また、同株主総会において、新たに伊勢谷泰正氏が監査役に選任され、就任いたしました。  
 ・取締役鈴木正徳氏は、2018年6月28日付で長野計器株式会社の社外取締役に就任いたしました。  
 (2) 退任  
 ・2018年6月28日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって、取締役副会長川名浩一氏が任期満了により退任いたしました。また、同株主総会終結の時をもって、監査役島田豊彦氏が辞任により退任いたしました。  
 3. 当事業年度中の社外取締役および社外監査役の異動は次のとおりです。  
 (1) 就任  
 ・取締役遠藤茂氏は、2018年6月22日付で株式会社ADEKAの社外取締役に就任いたしました。  
 (2) 退任  
 ・該当なし  
 4. 上表と上記(注)2.および3.に記載の法人等と当社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。  
 5. 監査役大野功一氏は、大学教授(会計学)として長年にわたる教育・研究の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

##### ① 報酬等の内容の決定等に関する方針

当社は、エンジニアリング企業としてグローバルな競争力を高め、継続的な企業価値の向上のために必要な経営人材を確保することを基本方針として、2009年6月26日開催の第113回定時株主総会の決議により定めた報酬限度額の範囲内で役員報酬を決定しており、当該報酬限度額については、取締役は6億9,000万円以内、監査役は8,800万円以内と定めております。

取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成されており、定額報酬については、各取締役の役職および担当職務に応じて決定しております。業績連動報酬については、当事業年度の当期純利益の1%の範囲内で総額を設定し、業績向上に対するインセンティブを高めております。当社の主要な事業であるEPC事業が受注活動からプロジェクト完了までに数年を要する点をふまえ、中長期的な企業価値向上に資するかどうかという点を考慮しながら、各取締役の担当職務および年度業績に対する貢献度を評価しております。その貢献度は、評価の客観性を担保するため、社外取締役を委員に含む報酬委員会を通じて審議し決定しております。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場から適切に経営を監督することができるよう、定額報酬のみとしております。

監査役については、適切な企業統治体制を確保するために取締役の職務の執行を監査する独立機関としての性格に鑑み、定額報酬のみとしております。

##### ② 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額	報酬等の内訳			
		定額報酬		業績連動報酬	
		支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役 12名	426百万円	12名	406百万円	9名	20百万円
監査役 6名	61百万円	6名	61百万円	-	-
(うち社外役員 5名)	(47百万円)	(5名)	(47百万円)	(-)	(-)

- (注) 1. 上記の定額報酬には、2018年6月28日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。  
 2. 当事業年度末現在の取締役は11名(うち社外取締役2名)、監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。  
 3. 上記の業績連動報酬には、当事業年度に係る業績連動報酬の支給予定額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

地位	氏名	取締役会	監査役会	発言状況
取締役	遠藤 茂	15回/15回 (出席率100%)	—	外交官として培った経験・知見に基づき、取締役会における意思決定の妥当性の確保という観点から、議案審議および業務執行等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松島 正之	14回/15回 (出席率93.3%)	—	金融界および企業経営に関する経験・知見に基づき、取締役会における意思決定の妥当性の確保という観点から、議案審議および業務執行等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	森 雅夫	15回/15回 (出席率100%)	19回/19回 (出席率100%)	経営工学の専門家としての経験・知見に基づき、良質なコーポレート・ガバナンスの確保という観点から、議案審議および監査等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大野 功一	15回/15回 (出席率100%)	19回/19回 (出席率100%)	会計学の専門家としての経験・知見に基づき、良質なコーポレート・ガバナンスの確保という観点から、議案審議および監査等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	高松 則雄	15回/15回 (出席率100%)	19回/19回 (出席率100%)	企業経営に関する経験・知見に基づき、良質なコーポレート・ガバナンスの確保という観点から、議案審議および監査等に必要な発言を適宜行っております。

② 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、当該事業年度の監査計画に基づき、連携して国内外の工事現場の調査等を実施しているほか、会計監査に関する情報および意見の交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

③ 独立役員

当社は、取締役遠藤茂氏、松島正之氏および監査役森雅夫氏、大野功一氏、高松則雄氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④ 責任限定契約の内容の概要

取締役遠藤茂氏、松島正之氏および監査役森雅夫氏、大野功一氏、高松則雄氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 執行役員の氏名等 (2019年3月31日現在)

\*は取締役を兼務

役位	氏名	担当
*副社長執行役員	山崎 裕	Chief Project Officer兼グローバル戦略室長
*副社長執行役員	赤羽根 勉	
*専務執行役員	佐藤 諭 志	デザインエンジニアリング本部長
*専務執行役員	古田 栄 喜	営業本部長
専務執行役員	北川 均	インフラ統括本部長
*専務執行役員	寺嶋 清 隆	Chief Financial Officer兼経営統括本部長
常務執行役員	山崎 憲 一	オイル&ガス統括本部長代行
*常務執行役員	鈴木 正 徳	グローバル戦略室長代行
常務執行役員	阿部 茂	オイル&ガス統括本部オフショア事業本部長
常務執行役員	林 晃 光	インフラ統括本部長代行兼海外インフラプロジェクト本部長
常務執行役員	奥田 恭 弘	品質・安全・環境室長兼セキュリティ対策室長
常務執行役員	藤井 丈 夫	オイル&ガス統括本部長代行
常務執行役員	吉田 明 朗	営業本部長代行
*常務執行役員	村元 徹 也	オイル&ガス統括本部長
常務執行役員	秋鹿 正 敬	営業本部長代行
執行役員	西口 久 和	法務・コンプライアンス統括室長
執行役員	小林 信 裕	オイル&ガス統括本部中東・北アフリカ事業本部長
執行役員	雨宮 徹	インフラ統括本部国内インフラプロジェクト本部長代行
執行役員	遠藤 方 泰	インフラ統括本部長代行兼事業開発本部長
執行役員	田中 裕 次	オイル&ガス統括本部米州・アフリカ・欧州・CIS事業本部長代行
執行役員	松岡 孝 哉	インフラ統括本部海外インフラプロジェクト本部長代行
執行役員	山崎 亜 也	営業本部長代行
執行役員	山口 康 春	インフラ統括本部長代行兼国内インフラプロジェクト本部長
執行役員	花田 琢 也	Chief Digital Officer兼データインテリジェンス本部長
執行役員	川崎 剛	企画渉外室長
執行役員	山岸 正	デザインエンジニアリング本部長代行
執行役員	石崎 裕 幸	オイル&ガス統括本部アジア・オセアニア事業本部長代行
執行役員	利根 睦 人	オイル&ガス統括本部プロジェクトマネジメント本部長代行
執行役員	山中 裕	Chief Technology Officer兼プロセステクノロジー本部長
執行役員	山本 克 毅	オイル&ガス統括本部プロジェクトマネジメント本部長
執行役員	山田 昇 司	インフラ統括本部国内インフラプロジェクト本部長代行
執行役員	杉山 光	オイル&ガス統括本部米州・アフリカ・欧州・CIS事業本部長
執行役員	広瀬 岳 彦	経営統括本部長代行
執行役員	桜井 宏 司	営業本部長代行
執行役員	会田 守 志	営業本部長代行

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額  
82百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
127百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、それが適切であるか検討したうえで、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合またはそのおそれがある場合、会計監査人の独立性、専門的能力、職務執行状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制システムに関する基本方針

当社は、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、かつ、グループ企業全体の企業価値の継続的な向上を図るため、内部統制システムを次の基本方針のもとに整備・運用する。

### 〈当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〉

#### 1. コーポレート・ガバナンス

##### 1.1 取締役および取締役会

当社の取締役会は、法令および定款ならびに取締役会規程に基づき、原則として月1回開催し、経営の重要事項を決定し、当社の取締役の職務の執行を監督する。

##### 1.2 監査役および監査役会

当社の監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、法令に定める権限および責任を果たす。また、当社の監査部および会計監査人と連携して、当社の取締役の職務の執行を監査する。

## 2. コンプライアンス

### 2.1 コンプライアンス体制

当社の取締役は、日揮グループ企業理念「JGC Way」、日揮グループ行動規範、贈賄防止に係る規程等を率先して遵守し、コンプライアンスに適った企業活動を行う。会社として、その徹底を図るため、法務・コンプライアンス統括室を設置し、法令遵守と企業倫理に基づく公正で透明性の高い企業活動を推進するとともに、継続的な研修を実施し、使用人の意識の醸成に努め、またコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリング、改善を継続的に行う。

### 2.2 反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。そして、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営統括本部総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等の関連機関とも連携して毅然と対応する。

### 〈当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制〉

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関し、文書保管規程に基づき保存対象文書、保存期間、文書管理責任者を定め、職務執行に係る情報を文書または電子情報により、適切に保存および管理する。

## 〈当社及び当社子会社の取締役及び使用人等の当社の監査役への報告に関する体制〉

当社の取締役は、コンプライアンスの観点からみて、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当社の監査役へ報告・説明を行う。

当社は、取締役会等の重要会議への当社の監査役の出席を通して、経営の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を報告する。

当社の代表取締役と当社の監査役は、定期的に情報の共有と協議を行う。

当社の取締役および使用人は、適宜、当社の監査役へ各本部・室の活動状況等を報告する。

当社の子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、適宜、当社の監査役へ各社の状況等を報告する。

当社の監査役は、監査役監査基準に基づき、当社の子会社にその活動状況等を確認する。

## 〈当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制〉

日揮相談・通報窓口制度に係る規程に基づき、報告者は保護される。

当社の監査役は、当社の法務・コンプライアンス統括室に、報告者が不利な取扱いを受けていないことを確認する。

き、当社の子会社から報告を受け、グループとしての業務の効率化および適正化を図る。

当社は、リスク管理委員会において、当社の子会社のリスクを総合的に把握し、グループとしてリスクの一層の低減に努める。

当社の監査部は、グループ企業の内部統制システムの整備・運用状況を監査する。

## 〈当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項〉

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役と協議のうえ、監査役の求めに応じて任命する。

## 〈当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項〉

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の考課および異動ならびにその他処遇については、監査役の同意のうえで行う。

当社の監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けない。

## 〈当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制〉

当社は、リスク管理委員会規程に基づき、日揮グループのリスクを体系的に把握する総合的なリスク管理体制を整備・運用し、当社および日揮グループのリスクの一層の低減に努める。また、危機管理基本規程に基づき、セキュリティ対策室が中心となり、平時の情報収集・分析の強化、各種予防策の拡充、有事における対応等を行う。

## 〈当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〉

当社は、職務権限規程に基づき、各役職の職務と権限を規定し、会社経営および業務執行における責任体制を明確にするとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図る。また、取締役会とは別に経営戦略および総合的な業務運営等の経営の重要事項を審議する体制を整備・運用する。当社は、中期経営計画を策定し、これに基づき事業を推進する。プロジェクトの遂行にあたっては、プロジェクトごとの予算および実行管理等の制度を整備・運用する。

## 〈当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〉

当社は、日揮グループ企業理念「JGC Way」、日揮グループ行動規範、贈賄防止に係る規程等を定め、使用人の法令および定

款の遵守を図る。そして、その徹底のため、法務・コンプライアンス統括室による継続的な研修を実施するとともに、同室が中心となってコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリング、改善を継続的に行う。さらに、日揮相談・通報窓口制度に係る規程に基づき、個人的または組織的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口として、「JGCコンプライアンス・ホットライン」を設置する。使用人の職務の執行により重大な法令違反等が生じた場合、就業規則に基づき厳正な処分を行うとともに、相談・通報窓口制度の利用者を守る体制を整備・運用する。

## 〈当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制等、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制〉

当社は、日揮グループ企業理念「JGC Way」、贈賄防止に係る規程等を定め、グループの取締役および使用人が一体となった遵法意識の醸成を図る。

当社の子会社は、当社の法務・コンプライアンス統括室の主導のもと、グループ全体で統一性・整合性をもったコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリング、改善を継続的に行い、その状況を当社の法務・コンプライアンス統括室に報告する。

当社は、グループ企業を管轄する部門が中心になり、グループ会社管理規程に基づ

## 〈当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項〉

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還に関しては、担当部は監査役の求めに応じ速やかに対応する。また、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理についても同様とする。

## 〈その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制〉

当社の監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通し、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図る。

また、当社の監査役は、子会社の監査役等と適宜、情報交換を行う。

当社の監査部は、当社の監査役の監査の実効性を高めるため当社の監査役と連携する。

## 〈財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制〉

当社および主要なグループ企業は、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備・運用する。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

## ①職務の執行の適正および効率性を確保するための体制

当社は、職務権限規程に基づき、取締役を含む各役職の職務と権限を規定し、会社経営および業務の執行における責任体制を明確にするとともに、執行役員制度を通して、経営の意思決定および業務の執行の迅速化・効率化を図っております。取締役会では、取締役は経営の重要事項を審議・決定するとともに、職務の執行状況の報告およびそれに対する監督・助言を行っております。また、取締役会とは別に経営戦略および総合的な業務運営等の経営の重要事項を審議するための体制を整備し、運用しております。また、プロジェクトの遂行にあたっては、プロジェクトごとの予算および実行管理等の制度を整備し、運用しております。なお、これらの会議の議事録およびプロジェクト関連資料等、データを含む社内の全ての文書は法令および文書保管規程に則り適切に保管されております。

## ②法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、日揮グループ企業理念「JGC Way」、日揮グループ行動規範および贈賄防止に係る規程等を定め、コンプライアンスに適った企業活動を行っております。また、日揮グループ行動規範に則り、誠実・公正さに裏付けられた「社会から信頼され存在感ある会社」を目指す旨のメッセージを会長から日揮グループ全員に発信しております。さらに、法務・コンプライアンス統括室の主導のもと、各種研修を実施するとともに、コンプ

ライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリングおよび改善を継続的に行っております。また、相談・通報窓口として「JGCコンプライアンス・ホットライン」を社内外に設置し、コンプライアンスに反するまたは反すると思われる行為に対し早期適切に対応するための体制を整えております。なお、監査役は、法務・コンプライアンス統括室に、相談・通報者が不利な取扱いを受けていないことを確認しております。また、監査部は、財務報告に係る内部統制について、当社および子会社に対して評価を実施し、各プロセスが有効に機能していることを確認しております。反社会的勢力に対しては、経営統括本部が警察等の関連機関と連携し毅然と対応しております。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会規程に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、日揮グループのリスクの管理状況を把握するとともに、リスク項目の見直し等の審議を行っております。また、危機管理については、危機管理基本規程に基づき、セキュリティ対策室が中心となり、平時の情報収集・分析の強化、各種予防策の拡充、有事における対応等を行っております。

## ④企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、日揮グループ企業理念「JGC Way」および贈賄防止に係る規程等を定め、

法務・コンプライアンス統括室の主導のもと、子会社においてもグループ全体で統一性・整合性をもったコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリングおよび改善を継続的に行い、さらなる遵法意識の醸成を図っております。また、当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社から定期的に各種報告等を受け、業務の適正化を図っております。なお、監査部は、当社および子会社の内部統制システムの整備・運用状況を監査しております。

## ⑤監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は5名（うち3名は社外監査役）で構成されております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、業務の執行状況等の報告を受け必要に応じ意見を表明するとともに、法令および監査役会規程等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。さらに、監査役は、代表取締役と情報の共有と協議を行い、また、取締役、監査部および会計監査人ならびに子会社の社長および監査役等から、監査に必要な報告を受けております。なお、監査役の職務を補助すべき使用人として、取締役から独立した監査役専任スタッフを配置しております。また、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の求めに応じ速やかに処理しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>541,747</b>
現金預金	160,841
受取手形・完成工事未収入金等	232,682
未成工事支出金	24,471
商品及び製品	4,765
仕掛品	2,809
原材料及び貯蔵品	3,981
短期貸付金	4,029
未収入金	93,545
その他	15,795
貸倒引当金	△1,174
<b>固定資産</b>	<b>167,107</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>55,440</b>
建物・構築物	23,991
機械・運搬具・工具器具備品	11,824
土地	18,491
リース資産	89
建設仮勘定	935
その他	108
<b>無形固定資産</b>	<b>10,043</b>
ソフトウェア	4,180
その他	5,862
<b>投資その他の資産</b>	<b>101,623</b>
投資有価証券	68,993
長期貸付金	4,626
退職給付に係る資産	604
繰延税金資産	25,197
その他	10,179
貸倒引当金	△7,978
<b>資産合計</b>	<b>708,855</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>223,559</b>
支払手形・工事未払金等	92,091
短期借入金	614
未払法人税等	3,010
未成工事受入金	74,104
完成工事補償引当金	1,153
工事損失引当金	17,765
賞与引当金	6,604
役員賞与引当金	83
その他	28,131
<b>固定負債</b>	<b>74,945</b>
社債	50,000
長期借入金	3,949
退職給付に係る負債	15,874
役員退職慰労引当金	305
事業整理損失引当金	1,464
繰延税金負債	649
再評価に係る繰延税金負債	1,014
その他	1,687
<b>負債合計</b>	<b>298,504</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>418,526</b>
資本金	23,511
資本剰余金	25,609
利益剰余金	376,145
自己株式	△6,738
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△9,272</b>
その他有価証券評価差額金	7,239
繰延ヘッジ損益	△276
土地再評価差額金	△10,891
為替換算調整勘定	△3,968
退職給付に係る調整累計額	△1,375
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,096</b>
<b>純資産合計</b>	<b>410,350</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>708,855</b>

連結損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	619,241	619,241
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	574,279	574,279
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	44,962	44,962
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>21,712</b>
<b>営業利益</b>		<b>23,249</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3,799	
受取配当金	2,654	
持分法による投資利益	3,218	
その他	664	10,337
<b>営業外費用</b>		
支払利息	392	
為替差損	528	
その他	361	1,281
<b>経常利益</b>		<b>32,304</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	2,371	
その他	261	2,633
<b>特別損失</b>		
減損損失	574	
投資有価証券売却損	150	
事業整理損失引当金繰入額	1,456	
その他	239	2,421
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>32,516</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>		<b>15,081</b>
<b>法人税等調整額</b>		<b>△6,803</b>
<b>法人税等</b>		<b>8,277</b>
<b>当期純利益</b>		<b>24,238</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>232</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>24,005</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>359,518</b>
現金預金	117,828
受取手形	3,826
完成工事未収入金	174,892
未成工事支出金	19,639
未収入金	29,736
短期貸付金	4,362
その他	10,371
貸倒引当金	△1,140
<b>固定資産</b>	<b>207,788</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,521</b>
建物	18,473
構築物	361
機械装置	317
車両運搬具	14
工具器具備品	712
土地	14,575
リース資産	18
建設仮勘定	48
<b>無形固定資産</b>	<b>3,833</b>
ソフトウェア	3,798
その他	35
<b>投資その他の資産</b>	<b>169,433</b>
投資有価証券	29,243
関係会社株式	110,342
関係会社社債	1,720
関係会社出資金	2,898
繰延税金資産	22,000
その他	6,467
貸倒引当金	△3,238
資産合計	<b>567,306</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>182,627</b>
工事未払金	57,905
短期借入金	31,126
未払金	15,334
未払法人税等	557
未成工事受入金	53,155
完成工事補償引当金	1,035
工事損失引当金	15,978
賞与引当金	4,568
役員賞与引当金	22
その他	2,942
<b>固定負債</b>	<b>62,442</b>
社債	50,000
長期借入金	445
退職給付引当金	10,277
長期預り金	705
再評価に係る繰延税金負債	1,014
<b>負債合計</b>	<b>245,070</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>326,105</b>
<b>資本金</b>	<b>23,511</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>25,609</b>
資本準備金	25,578
その他資本剰余金	31
<b>利益剰余金</b>	<b>283,841</b>
利益準備金	2,692
その他利益剰余金	281,149
任意積立金	269,144
繰越利益剰余金	12,004
<b>自己株式</b>	<b>△6,857</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△3,869</b>
その他有価証券評価差額金	7,210
繰延ヘッジ損益	△188
土地再評価差額金	△10,891
<b>純資産合計</b>	<b>322,235</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>567,306</b>

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	434,323	434,323
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	404,102	404,102
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	30,220	30,220
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>10,673</b>
<b>営業利益</b>		<b>19,546</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3,128	
受取配当金	14,956	
その他	336	18,421
<b>営業外費用</b>		
支払利息	163	
為替差損	753	
その他	209	1,126
<b>経常利益</b>		<b>36,841</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	2,371	
その他	544	2,915
<b>特別損失</b>		
投資有価証券評価損	7,651	
その他	228	7,879
<b>税引前当期純利益</b>		<b>31,877</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>		<b>13,179</b>
<b>法人税等調整額</b>		<b>△6,718</b>
<b>法人税等合計</b>		<b>6,461</b>
<b>当期純利益</b>		<b>25,416</b>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

日揮株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 慶 典 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日揮株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日揮株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

日揮株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 慶 典 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日揮株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ、業務及び財産の状況等について調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況の報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
    - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。
  - (2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果  
会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

日 揮 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	牧 野 幸 博 ㊟
常勤監査役	伊勢谷 泰 正 ㊟
監査役（社外監査役）	森 雅 夫 ㊟
監査役（社外監査役）	大 野 功 一 ㊟
監査役（社外監査役）	高 松 則 雄 ㊟

以 上

当社、当社子会社48社および関連会社38社からなる当社グループは、各種プラント・施設の計画、設計、建設、試運転業務に関する事業ならびにこれらに付随する機材調達、検査・保守に加え触媒・ファイン製品の製造・販売等を営んでいます。

各事業における当社および主要なグループ会社の位置付けは、以下のとおりです。

▶総合エンジニアリング事業

設計・調達・建設

- 日揮プラントイノベーション株式会社
- JGC SINGAPORE PTE LTD (シンガポール法人)
- JGC PHILIPPINES, INC. (フィリピン法人)
- PT. JGC INDONESIA (インドネシア法人)
- JGC Gulf International Co. Ltd. (サウジアラビア法人)
- JGC Gulf Engineering Co. Ltd. (サウジアラビア法人)
- JGC OCEANIA PTY LTD (オーストラリア法人)
- JGC America, Inc. (米国法人)
- JGC Vietnam Co., Ltd. (ベトナム法人)
- JGC Algeria S.p.A. (アルジェリア法人)

検査・保守

- 青森日揮プランテック株式会社

プロセスライセンス

- 日揮ユニバーサル株式会社

▶機能材製造事業\*

- 日揮触媒化成株式会社
- 日本ファインセラミックス株式会社
- 日揮ユニバーサル株式会社

▶その他の事業

原油・ガス生産販売事業等

- JGC Exploration Eagle Ford LLC (米国法人)
- JGC EXPLORATION CANADA LTD. (カナダ法人)
- JGC (GULF COAST), LLC (米国法人)

機器調達

- 日揮商事株式会社
- JGC Italy S.r.l. (イタリア法人)

発電、造水事業

- 日揮みらいソーラー株式会社

オフィスサポート

- 日揮ビジネスサービス株式会社

コンサルティング

- 日本エヌ・ユー・エス株式会社

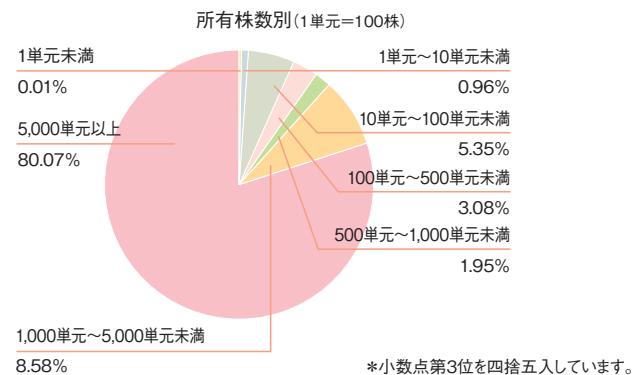
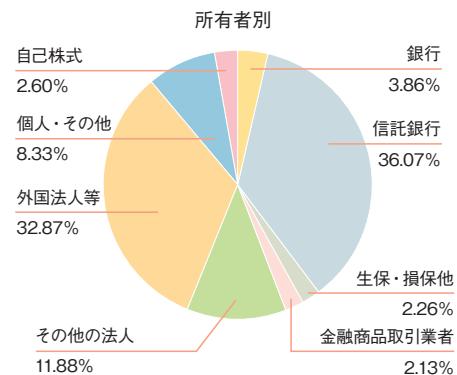
■ 連結子会社 ■ 関連会社で持分法適用会社 2019年3月31日現在

\*当連結会計年度より、「触媒・ファイン事業」から「機能材製造事業」へ名称変更しております。

当社グループは、世界の様々な地域でビジネスを展開しています。そのうち、当期における主なプロジェクトの状況をご紹介します。



## ■ 株式の分布状況 (2019年3月31日現在)



## ■ 株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで  
 基準日 3月31日  
 定時株主総会 6月下旬  
 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 特別口座管理機関  
 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
 東京都府中市日綱町1-1  
 お問い合わせ先: 0120-232-711  
 郵送先:  
 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
 インターネットアドレス  
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

公告の方法 電子公告により、当社ウェブサイト  
 (<https://www.jgc.com/>) に掲載します。  
 なお、事故その他やむを得ない事由によっ  
 て電子公告による公告をすることができな  
 い場合は、東京都において発行する日本経  
 済新聞に掲載します。

証券コード 1963

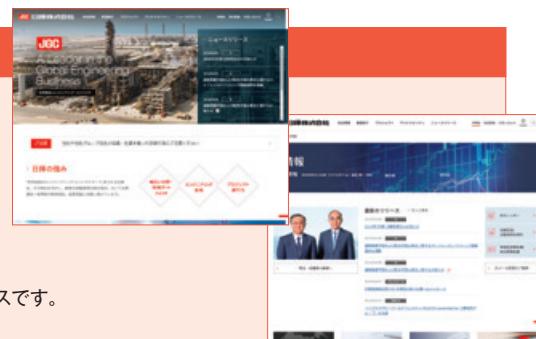
## 日揮IRサイトのご紹介

<https://www.jgc.com/jp/ir/>

2019年1月、当社のホームページをリニューアルいたしました。  
 より詳細な財務情報をお求めの株主の皆様は、当社IRサイトをご覧ください。  
 決算短信や有価証券報告書など、IRに関する情報を提供しています。

## 「IR関連ニュースメール」のご案内

株主・投資家の皆様に日揮グループの情報を迅速にお届けするメール配信サービスです。  
 IRサイトの「IRメール配信のご登録」からご登録いただけます。



## 配当金をゆうちょ銀行窓口で 受領される株主様へ

### 配当金の受取りが便利になりました!

全ての銘柄の配当金を1つの口座で受け取りたい

#### 登録配当金受領口座方式

ご所有の全ての銘柄の配当金を1つの銀行口座  
 でお受け取りいただけます。

配当金を証券会社の口座で受け取りたい

#### 株式数比例配分方式

口座を開設されている証券会社ごとの株式数に  
 応じて、証券口座で配当金をお受け取りいた  
 だけます。

銘柄ごとにそれぞれ別の口座で受け取りたい

#### 個別銘柄指定方式

ご所有の銘柄ごとに、銀行口座を指定して、配  
 当金をお受け取りいただけます。

### 配当金の口座自動受取のお手続き・お問合せ先

証券口座にある株式

お取引口座のある証券会社へお問合せください。

特別口座にある株式

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
 電話 0120-232-711 (東京)  
 0120-094-777 (大阪)  
 へお問合せください。